

企業再生における債務消滅益と課税

——デット・エクイティ・スワップを中心に——

中 嶋 美樹子

I はじめに

デット・エクイティ・スワップ (Debt Equity Swap : 以下、DES という) とは、既存債務 (Debt) を新たに発行する株式 (Equity) に転換 (Swap) する一連の取引をいう。企業の資本構成において、DES は負債を資本に転換させる取引であり、主に経営危機に陥った企業の再生方法の一つとして利用される。経営危機に陥った企業は、過剰債務の返済及び再生計画実行のための新たな資金調達の問題を抱えている。DES は、債権者の観点から、既存債務の返済義務消滅による資金繰りの改善及び支払い困難となった債務の資本転化による財務状態の改善をもたらす。企業の財務状態が改善すれば、追加的な運転資金の調達も可能になる。また、新たに発行する株式に議決権がある場合は、「過去の債権者に株主として企業経営に参画してもらいつつ、取引関係の維持を図ることができる」¹。他方、債権者の観点から、経営危機に陥った企業により発行された新株式は、当該企業が再生した場合には、利益の計上によりインカムゲイン、また企業価値向上による株価上昇をもたらし、キャピタルゲインを生み出

1 事業再生に係る DES (Debt Equity Swap : 債務の株式化) 研究会「事業再生に係る DES (Debt Equity Swap : 債務の株式化) 研究会報告書」(2009)10頁。

す可能性があることから、債権放棄による金融支援よりも優位性があるとされる²。

ただし、従来、DESにおける債務者の税制上の取扱いは明らかではなく、企業会計上も、2つの取扱いが認められると解されていたため、企業会計上いずれの方法で処理するかによって、税制上、債務消滅益が生じるか否かの違いが出るとして問題となっていた。そこで、平成18年度税制改正において、法人税法上、DESの債務者の課税取扱いは、法人税法59条1項1号括弧書、同条同項2号括弧書により、企業会計上の取扱いにかかわらず、「債務者である法人が現物出資を受けた自己宛債権に対応する債務について、その券面額と自己宛債権の時価との差額が債務の消滅益として計上」³し、債務消滅益が生じることとなった。しかし、法人税法上、DESが資本等取引か損益取引か、自己宛債権の時価をどのように評価するのかについて明らかにしないまま、改正により債務消滅益を生じさせることについては、問題が残されたままである。また、企業再生において債務者に債務消滅益が生じることは、追加的な税負担を課すことになり、企業再生に対する税法の政策として問題が残されている。そこで、本稿では、後者の問題点につき考察する。IIでは、DESの意義と現行税制における課税取扱いを概観し、IIIでは、DESに係る裁判例を取り上げ、IVでは、DESの債務消滅益に係る取扱いについてイギリスの法人税法の規定を概観し、日本への示唆としたい。

II DESの意義と課税

1 DESの意義

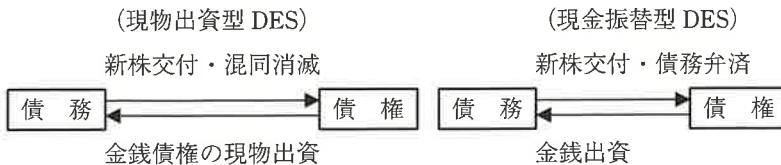
DESは、現物出資型DESと現金振替型DES（いわゆる擬似DES）に分けられる。現物出資型DESの法律構成は、債権者が債務者に対して有する金銭

2 注1と同じ。

3 財務省（2006）『平成18年度税制改正の解説（ファイナンス別冊）』大蔵財務協会、289頁。

企業再生における債務消滅益と課税

図表1 現物出資型DESと現金振替型DES



債権を現物出資し、債務者は債権者に新たな株式を交付する形で行われる（会社法207条・現物出資に関する検査の規定）。債務者の既存債務は、当該債務及び債権者から現物出資を受けた債権が同一人に帰属するため、民法520条混同により消滅する（図表1）。他方、現金振替型DESの法律構成は、債権者が債務者の発行する新たな株式を現金で取得する金銭出資と、債務者が出資を受けた現金で債権者に債務を返済する債務弁済との方式で行われる（図表1）。わが国の税制上、金銭出資、債務弁済からはいずれも課税関係は生じない。したがって、後述する現物出資型DESに係る債務消滅益（債務免除益）あるいは債権譲渡損益といった収益及び費用は発生しない。現金振替型DESは、現物出資型DESにおける税負担を回避しつつ、DESのメリットを享受することができ、特に親会社と子会社との間で行われる場合が多いとされる。ただし、親子会社間・同族会社間で行われた現金振替型DESについては、租税回避取引として裁判で争われた事例が存在する⁴。現金出資型DESは、第三者による企業再生には通常使わない⁵ことから、本稿では、現物出資型DESのみ取上げる。

4 現金出資型DESに係る判例及び分析は、以下に詳しい。林幸一「中小企業再生における疑似DESに係る課税問題」大阪経大論集第61巻第3号、2010年、111-130頁。森江由美子「疑似DESを利用した租税回避スキームに関する課税上と会社法上の諸問題」法と政治63巻1号、2012年、163(182)-184(161)頁。

5 平成17年会社法改正前は、現物出資にあたり、検査役による調査が必要とされ、現金振替型DESは、これを回避するための商品として開発された。しかし、平成17年会社法改正により、弁済期の到来した債権に係る現物出資については、検査役による調査が不要となった。また、現金振替型DESは、払い込み資金の債権者による差し押さえの可能性、会社法上「見せ金」として認定される可能性等不確定要素があることから、近年、「現物出資型（真正DES）がDESの主流となった」とされる。松嶋隆弘「いわゆるデット・エクイティ・スワップ事件（適格現物出資に該当するデット・エクイティ・スワップにつき、混同消滅した債務の額とその帳簿価額との

図表2 DESの会計仕訳

| 債務者側 | | |
|------|---------|------------------------|
| 券面額説 | 借入金 500 | ／ 資本金 500 |
| 評価額説 | 借入金 500 | ／ 資本金 100 債務消滅益 400 |
| 債権者側 | | |
| 評価額説 | 株式 100 | ／ 貸付金 500 債権譲渡損 400 |

現物出資型DESの企業会計における取扱いは次のとおりである。例えば、債権者が債務者に対して有する貸付金が額面500、当該貸付金の時価（債権の実質価額）が100であり、現物出資により受け入れる資本を全て資本金に組み入れるとする。債務者側の仕訳は券面額説（「たとえ債券の実価が券面額以下であっても券面額相当の現物出資として取り扱うこと」）⁶と評価額説（債券の実価による現物出資として取り扱うこと）いずれの方法を探るかにより債務消滅益が生じるか否かの差異が生じる⁷。券面額説を探ると、図表2のとおり、消滅した貸付金の額面500相当の現物出資として取り扱われ、受け入れる資本は額面である500となり、債務消滅益は生じない。評価額説を探ると、消滅した貸付金の額面500と受け入れる資本100との差額400につき債務消滅益が生じる⁸。

債権者側の仕訳は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、実

差額につき債務消滅益を認定した事例：東京地判平成21年4月28日訟務月報56巻6号1843頁)」日本法学第77巻第4号、2012年、67(603)頁。

6 藤田友敬「自己株式取得と会社法（下）」商事法務1616号、2001年、8頁。

7 債務者側の会計上の取扱いに明文規定はなく、券面額説、評価額説いずれの方法を用いても構わないと解されている。ただし、後述するように、法人税法上は評価額説の考えを探っているので、実務上、評価額説における会計処理を行うことが多いと考えられる。

8 債務消滅益は債権債務の混同（民法420条）から生じる。倉見延睦「デット・エクイティ・スワップにおける課税問題—債務消滅益に対する課税の検討を中心に—」立命館法政論集第9号、2011年、78頁。

企業再生における債務消滅益と課税

務対応報告第6号⁹に基づき、債務者側の会計処理にかかわらず、債権者が取得した株式を対価としての受取額（時価）100で計上し（評価額説を探る）、消滅した貸付金の額面500と株式100との差額400は債権譲渡損として処理される。

2 現行税制による取扱い

法人税法上、現物出資型DESは、適格現物出資（法人税法2条12号の14）と非適格現物出資に区分され、組織再編税制の適用を受ける。

（1）適格現物出資

債務者と債権者との間に完全支配関係を有する、債務者と債権者が共同で事業を行う（事業継続要件等）など一定の要件を満たす現物出資を行った場合、法人税法上は、これを適格現物出資として、課税取扱いを次のように定めている。債務者は、債権者より現物出資を受けた金銭債権の取得価額を、当該金銭債権の帳簿価額として（法人税法62条の4、法人税法施行令123条の5）、増加する資本金等の額を当該金銭債権の帳簿価額相当額として（法人税法施行令8条1項8号）処理する。他方、債権者は、現物出資した金銭債権につき、適格現物出資の直前の帳簿価額により譲渡したものとして、各事業年度の所得の金額を計算する（法人税法62条の4）。

DESの行われる状況が債務者の経営危機時であることに鑑みると、適格現物出資に係る対象債権の回収可能性は低下し、債権の時価が帳簿価額を下回っている場合が多いと考えられる。この場合、時価と帳簿価額の差額は、実質的に債務免除と同様の効果を持つため、債務消滅益を生じさせ、これに法人税を課すことも考えられるが、適格現物出資は、「企業グループ内の組織再編税制の一つとして、現物出資法人と被現物出資法人は完全支配関係による支配の継続性が認められ、支配関係内部の取引であるがゆえに債務免除による課税は

9 平成14年10月9日企業会計基準委員会より「実務対応報告第6号 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」として報告されたものである。この会計処理については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日改正）に反映されている。

適切でない」¹⁰として、当該金銭債権の時価との差額につき課税の繰り延べが認められている。したがって、DESが適格現物出資の要件を満たせば、一定の場合を除き、債務者側で債務消滅益が生じることも、債権者側で債権譲渡損益が生じることもない¹¹。

(2) 非適格現物出資

適格現物出資の要件を満たさない現物出資は非適格現物出資となる。法人税法は、その課税取扱いを次のように定めている。債務者は、増加する資本金等の額を、当該金銭債権の価額（時価）として（法人税法施行令8条1項1号）処理する。1の事例では、現物出資において、資本金等は貸付金の時価100増加するが、混同消滅に伴い、貸付金の額面との差額400の債務消滅益が生じ、益金の額に算入される（図表3）。ただし、債務者に繰越欠損金がある場合、当該繰越欠損金（「期限切れ欠損金」を含む。）を損金の額に算入することで、債務消滅益との相殺が可能である（法人税法59条1項1号括弧内、同条2項1号括弧内）。他方、債権者は、取得した株式につき、現物出資した金銭債権の価額（時価）により取得したものとして計上する（法人税法施行令119条1項2号）。事例では、株式100と現物出資した債権の額面500との差額400につき、債権譲渡損が生じる（図表3）。債権譲渡損は債権者側の損金の額に算入される。ただし、これは、債権者が子会社等に現物出資する場合に、それが合理的な再建計画に基づくものである場合に限られ（法人税法基本通達2-3-14）、合理的な再建計画に基づかないものであれば、債権譲渡損は寄附金となる可能性がある（法人税法基本通達9-4-2）。なお、債権者が取得した株式につき、評価損益が生じた場合、これらの評価損益は損金の額又は益金の額に算入される（法人税法25条3項、同法33条4項）。

10 岡村忠生『法人税法講義第3版』（2008年）成文堂、340頁。

11 「第三者からの二次取得により債権を帳簿価額より低い価額で購入した場合など」は、債務消滅益が生じるとされる。注8、倉見（2011年）81頁。

企業再生における債務消滅益と課税

図表3 DESの税務仕訳

| 債務者側 |
|--------------------------|
| 債権 100 ／ 資本金等 100 (現物出資) |
| 借入金 500 ／ 債権 100 (混同消滅) |
| 債務消滅益 400 |
| 債権者側 |
| 株式 100 ／ 債権 500 |
| 債権譲渡損 400 |

III DESに係る裁判例¹²の検討

平成18年税制改正前に行われたDESに関する裁判例を取り上げる。本件はDES以外にも争点があるが、DESに関連する部分のみ取り上げる。

1 東京地裁平成21年4月28日判決

(1) 事実の概要

株式会社X（原告）の関連会社である訴外A社は、Xに対する貸付債権（元本残高4億3044万2435円、以下本件貸付債権という）をドイツ銀行から1億6200万円で譲り受けた。A社はXに対して、本件貸付債権のうち4億3040万円の債権を現物出資し、新株（普通株式80万株、1株の発行価額538円）を引受けることに合意し、これを実施した（DESの実行）。

Xは、現物出資を受けるに当たり、旧商法280条の8第1項に基づき、東京地方裁判所に検査役の選任を請求し、同裁判所から選任された検査役は、現物出資を行う法人の存在及び現物出資の目的である本件貸付債権の存在が認められ、その目的の価額は額面どおり4億3040万円を下らないで、これに対して

12 東京地判平成21年4月28日（訟務月報56巻6号1848頁）、東京高判平成22年9月15日（未公刊）。

1株の発行価額を538円とする新株発行会社Xの株式80万株を割り当てることは妥当である旨の報告をした。

Xは、上記一連の行為により、Xに移転した本件貸付債権のうち4億3040万円の債権及びこれに対応する債務が消滅し、80万株の新株が発行され、本件貸付債権のうち残金4万2435円はXから免除を受けたとして、長期借入金勘定を4億3044万2435円減少させるとともに、資本金勘定を4億円、資本準備金勘定を3044万円、雑収入勘定を4万2435円増加させる経理処理を行った。ところが、課税庁は、本件DESにつき、混同による債務消滅益の計上漏れがあり、上記の仮装経理等のため欠損金額の繰越額が過大であるとして、更正処分及び加算税の賦課決定を行った。

本件は、旧商法のもとでDESを直接実現する制度が認められていなかった時期に、間接的に行ったDESから債務消滅益が生じるかどうかが争われたものである。

(2) 原告(控訴人、上告人)・被告、課税庁(被控訴人、被上告人)の主張

原告(控訴人、上告人)は、DESを「現物出資と混同に分解しなければならない」という必要性はなく、当事者の意思に反してそのように分解し得る許容性の根拠や契機は民商法等には何ら存在しない」として、一連の取引行為として見るべきであり、一連の取引行為として見るとには、資本等取引であること、したがって、資本等取引からは債務消滅益は発生しないことを主張した。また、現物出資に係る対象債権の評価は、東京地裁商事部の見解及び現物出資の検査役の調査報告から券面額によるべきと主張した。そして、当該現物出資が法人税法等の関連法令の適用を受けるかどうかについて、「現物出資は資産の増加をもたらすものであるが、DESは負債の減少をもたらすものであり、会社財産に対する影響という観点からは同一の効果を生ずることから、DESを行うに当たっては、現物出資の形式を借用し、債務(負債)を出資できると擬制してきたのであり、DESによって移転するのは資産ではなく、自己の債務であるから、法人税法が規定する現物出資に該当せず、法人税法等の関連法令の適用はない」とした。

企業再生における債務消滅益と課税

他方、被告（被控訴人、被上告人）は、DESは現物出資と混同に分解して認識すべきであり、出資された債権の時価と混同により消滅した券面額との差額につき、債務消滅益が発生すると主張した。また、現物出資に係る対象債権の評価につき、課税実務において券面額により評価されたという事実はないとした。損益取引は、「財産に影響を及ぼす一切の事実を含む簿記上の取引を指すものと解されているのであり、仮に、混同による債務の消滅が民法上は取引ではなく事実であったとしても、この混同による債務の消滅は税法上は損益取引に該当し、これに伴う債務消滅益を益金の額に算入することについて何ら違法な点はない」と主張した。

（3）判所の判断

裁判所は、「株式会社の債務（株式会社に対する債権）を株式に転換するDES（Debt Equity Swap）は、わが国の会社法制度上、これを直接実現する制度は認められていない。わが国の法制度の下において、DESは、①会社債権者の債務者会社に対する債権の現物出資、②混同による債権債務の消滅、③債務者会社の新株発行および会社債権者の新株の引受けという…各段階の過程によって構成される複合的な行為であり、①及び③は資本等取引であるが、②は資本等取引に該当しないとした。また、「本件現物出資は適格現物出資であるので、法人税法62条の4第1項により、本件貸付債権を直前の帳簿価額により譲渡したものとして、事業年度の所得の金額を計算することとなるから、混同により消滅した本件貸付債務の券面額とその取得価額（直前の帳簿価額）1億6,200万円との差額につき、債務消滅益が発生したものと認められる。」とした。

2 検討

（1）債務消滅益の発生根拠

DESについては、平成13年に東京地裁商事部が券面額説の採用を明らかにした¹³ことで、現在においても会社法は券面額説を探るものとされる¹⁴。券面額説を探った場合、本件のように、二次取得した債権を使ったDESの場合を

除き、「現存する債務の額を資本金額に振り替えるものであるから、法人税法22条5項に定める『資本等取引』になじむものを考えられる。そのように割り切つて考えれば、その他の課税問題も検討するに及ば」¹⁵ず、債務消滅益は生じない。

企業会計においては、平成14年企業会計基準委員会が実務報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」の公表により、債権者の処理につき、評価額説を探ることが明らかにされた。他方、債務者のDESに係る取扱いについては明確な規定が存在しないため、券面額説及び評価額説いずれの方法によることもできるとされる¹⁶。企業会計においては、資本取引と損益取引は明瞭に区別することが求められている。ただし、資本取引とは何か、損益取引は何かという定義は必ずしも明確ではない。企業会計基準第25号「包括利益に関する会計基準」25（用語の意義）において、「企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によら

- 13 針塚道「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」商事法務1590号4・8頁。
- 14 会社法が券面額説を探ることについては、「実価を超える券面額での出資を認めることにより、既存株主の持分は必要以上に薄められることになる。…評価額説をとるか券面額説をとるかによって、既存株主は、持分割合のみならず株式の経済的価値まで影響を受ける。ここで問題となっているのは、単なる第三者割当増資の是非ではなくて、一種の有利発行を認めることの是非なのである。」との批判も存在する。
注6、藤田（2001年）8頁。
- 15 品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無とDES等における債務免除益等の存否」TKC税研情報18巻5号2009年、52頁。
- 16 「DESの前後で資金受託の事実に本質的な変化は生じておらず、DESはその意味で債務に生じている評価益を実現させる契機とはみなせない」という議論のほうは受け入れの余地がある。」として、企業会計の論理から「額面振替の会計処理もサポートしうる」とする。他方、「DESを債権による現物出資と債権・債務の混同による消滅とみなす立場は、時価振替の会計処理と結びつくのである。…債務に生じていた評価益は現物出資という資本取引の過程で実現したのではなく、債権・債務の混同による消滅という非・資本取引のプロセスで実現したこととなる。債権による現物出資の過程で利益を計上しているわけではないので、現行ルールには抵触しない」という主張が可能なのである。」として、企業会計上、券面額説及び評価額説、いずれの主張もサポートしうるとした。また、「会計に特有のロジックからすれば、一方だけを容認し、他方を禁じるやりかたを論拠づけるのは難しい」と指摘される。米山正樹「デット・エクイティ・スワップ債務者側の会計処理」学習院大学経済論集第39巻第4号、2003年、237・240頁。

ない部分とは、前述のとおり、「資本取引に該当しない部分」と定義していることからすると、さしあたり、資本取引は株主との直接的な取引、つまり、資本金及び資本剰余金の増減をもたらす取引をいうものと考えられる。他方、損益取引は資本取引以外の取引で収益・費用を生じさせる取引をいうものと考えられる。DESは、現物出資による資本金及び資本剰余金の増加をもたらすものであるから資本取引といえ、損益は発生しないこととなる。これは、債務者による券面額説の採用を支える論拠となる¹⁷。ただし、「DESは単純な資本取引というより、むしろ資本拠出という要素とその他の要素（損益取引的な要素）とが密接に結び付いた複合取引とも解釈でき…資本取引の要素から損益が生じないのはたしかといえるが、それ以外の要素から損益が生じる可能性は排除されない」¹⁸という指摘もあり、DESを複合取引と解釈した場合において、評価額説を探ったときは、資本取引以外の要素から、債務者側に出資を受けた債権の時価と消滅した債務の券面額との差額分の債務消滅益が認識される（図表2）。

法人税法においては、平成15年法人税基本通達2-3-14の改正において、債権者の取扱いにつき、現物出資により取得した株式の取得価額は、評価額説を探ることを明らかにした。平成18年度税制改正において、債務者の取扱いにつき、法人税法59条1項1号、2項1号各号括弧内の「当該債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合でその消滅した債務に係る利益の額が生ずるとき」と規定し、出資を受けた債権の時価と債務金額との差額は評価額説により、DESから債務消滅益が生じることを明らかにした。

法人税法は、資本等取引と損益取引を明確に区分しており、法人税法22条2項及び3項において、各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額は、「別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」とあるように、資本等取引からは所得は生じないとされる。資本等取引とは、法人税法22条5項において、「資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並

17 注16、米山（2003年）235頁。

18 注16、米山（2003年）235頁。

びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。」と定義される。ただし、法人税法上、損益取引の定義付けはされておらず、したがって、資本等取引に該当しない取引が損益取引となる。

本件では、原告Xは、DESを一体取引とみると資本等取引に該当すべきと主張し、課税庁は、DESを現物出資及び混同による消滅の取引に分解すべきと主張した。DESを一体取引とみるならば、負債を資本に転換する取引となり、資本等取引ということができるが、現物出資及び混同による消滅の取引に分解するならば、現物出資は資本等取引であるものの、混同による消滅は資本等取引には該当しないことになる。資本等取引に該当しないのであれば損益取引であり、そこから益金あるいは損金が生じる可能性がある。

現行法のもとでは、DESは、現物出資及び混同による消滅の取引に分解して取り扱うこととされており、現物出資は資本等取引に該当し、混同による消滅の取引は損益取引に該当するといえる。DESは、適格現物出資と非適格現物出資に区分される。適格現物出資は、「それまでに継続してきた法人事業の継続性、財産の承継という性質をもちうるものであるから資本等取引といえよう。…（非適格現物出資は）事業及び財産の承継がないことから損益取引といえよう。」と、適格か非適格かによって同じ現物出資であっても資本等取引に該当するか損益取引に該当するかに差異が生じるとされる。ただし、適格現物出資に該当するDESに関しては、現物出資という資本等取引と混同による消滅という損益取引を含むものの、「完全支配関係による支配の継続性が認められ、支配関係内部の取引である」¹⁹ため、当該金銭債権につき券面額を採用することで差額を生じさせないようにして課税の繰り延べを行っている。適格現物出資においても、第三者から購入した債権による現物出資の場合は、当該債権の帳簿価額が額面金額より低いことが想定される。このときには債務消滅益が生じるが、上記のように考えると、適格現物出資から債務消滅益が生じることの理由を説明できる。

19 注10、岡村(2008年)340頁。

(2) 債務消滅益課税

債務消滅益に対する課税は、経営危機に陥った企業の事業再生にとって追加的な租税の負担を課す。経営危機に陥った企業は、大部分が資金繰りに困難を来しており、既存債務及び利子の支払いさえままならず、債権者との協議の上、当該債務の免除、あるいは株式化（DES）が行われる。そのような場合に、債務者に債務消滅益を認識させ、これに課税することは、担税力及び企業再生の促進という観点から、法人税法上、DESに係る債務消滅益に課税すべきか否かという点から疑問を持つ。

担税力の観点については、繰越欠損金の損金算入規定により、債務消滅益との相殺が可能であることから問題はないとする見方もあるが、債務消滅益が相殺されるのは過去の欠損金の累積額の範囲内であり、その累積額を超える債務消滅益が認識された場合には課税が行われることから、根本的な問題の解決とはならない。つまり、「このような課税問題を緩和する方法として、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度（法法59）が設けられているが、それも、債務消滅益の部分的な課税免除であって不良債権処理全般に役立つものではない」²⁰のである。

企業再生の促進という観点については、平成17年の企業再生税制が「債務者である法人が、民事再生法等の法的整理や一定の私的整理により事業再生に早期に着手し、抜本的な処理を行う際、資産売却による損失の実現を待たずに評価損の計上が可能となることから、迅速な事業再生が可能となり、また、いわゆる期限切れ欠損金を優先控除することにより、再建期間中に生ずる所得と相殺可能な青色欠損金が残ることから、早期の事業再生が可能となるといった効果がある」²¹とあるように、その目的が迅速な事業再生にあるとすると²²、債務消滅益の存在が、その妨げになるのではないかと思われる。

さらに、法人税法上、DESに関して債務消滅益を認識させるべきかという

20 品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無とDES等における債務免除益等の存否」
TKC 税研情報18巻5号2009年、53頁。

21 注1、事業再生に係るDES（Debt Equity Swap：債務の株式化）研究会(2009)10頁。

22 住澤整『改正税法のすべて（平成17年版）』（2005）大蔵財務協会、181頁。

観点からも、諸外国においては、「イタリアでは、会社に対する債権と株式引受人が負う払込義務との相殺とする説、スイスでは相殺説（現物出資説とは区分される）が有力である。アメリカでは、債務=株式交換（stock-for-debt exchange）（債務超過などの場合にはIRCの108条(a)及び(b)が適用され、債務免除益について所得不算入とされる）」²³とされており、いずれも債務消滅益について課税されないよう考慮されている。また、「DESについて一般の現物出資と平仄を合わせ、時価（評価額）での出資と考え、差額を課税するのであれば、この差額が資本等取引でないことを明らかにしなければならない。…払込みをした者の意図が会社の再建を考えた資本の助成であるとすれば、この差額も資本等取引に該当することが考えられる。…債権放棄（債務免除）の意図が予想され、DESにおいてこのような意図が擬制できるのであれば、これは資本にはなり得ないこととなり、課税所得を構成する。…課税を行うのであれば、DESにおいて債務免除の意図を擬制し、資本に該当しないとする必要がある。」²⁴と、DESの債権者の意図に応じて、債務消滅益として認識される差額を資本等取引か否かという区別をすべきとの指摘もある。ただし、このような区別の方法は債権者の意図をどのように確認するのか等の具体的な判定に困難があると考えられる。金子宏名誉教授は、法人税法22条2項の益金の意義について、「実現した利益は原則としてすべて益金に含まれる、というのがこの規定の趣旨であり、その意味で、法人税法においても所得概念は包括的に構成されていると解すべきである。したがって、…その他の経済的利益の形態をとっているか等の別なく、益金を構成すると解すべきである。たとえば、…債務免除益…等の経済的利益も、益金に含まれる。」²⁵とされる。また、資本等取引のうちには、「損益取引の要素を含んだ取引」もあることを指摘され、これらの取引を「混合取引」とされ、この「損益取引の要素からは損益が生ずると考えて課税を行うべきである」と指摘される。DESについても、評価額説を探る場合には、「券

23 岸田貞夫「判例評釈 DESによる債務消滅益の益金算入」TKC税研情報19巻4号 2010年、149頁。

24 金子友裕「法人税におけるDESによる債務免除益-東京地裁平成21年4月28日判決を素材として-」税務事例42巻12号、2010年、47・48頁。

25 金子宏『租税法（第17版）』（2012）弘文堂、278-279頁。

企業再生における債務消滅益と課税

面額と評価額の差額に相当する金額の債務免除ないし債務消滅の要素を含む混合取引にあたり、債務者に生ずる債務免除益ないし債務消滅益は収益として課税の対象となる」とされている²⁶。

ただし、租税法の理論上、債務消滅益を認識させるべきことが包括的な所得概念から必要であっても、企業再生の促進という観点から、米国のように所得不算入などの特別規定を設けるなど、その課税は回避可能である。このことにつき、「不良債権処理等において担税力もないのに債務免除益課税が強行されることに鑑みると、そのような債務免除益課税を一層軽減する立法上の措置が望まれているとも考えられる。」²⁷との指摘や、「DES や債務消滅益の発生は、特に債務者が債務履行の能力がない場合に生じるのであるので、企業再生の奨励の見地から、課税が生じないような受け皿を準備すべきであろう。」²⁸などの指摘も存在する。

そこで、DES に係る債務者に生ずる債務消滅益の取扱いにつき、イギリスの規定を概観し、日本への若干の示唆としたい。

IV イギリスにおける DES の課税上の取扱い

1 DES の会計上の取扱い

イギリスの法人税法の課税標準である利益 (profit) は、企業の会計上の当期利益及びキャピタルゲインをベースに税務上の調整を行って計算される (Corporation Tax Act 2010 section 4、以下 CTA2010/S4 と表記する))。

イギリスの上場企業は連結財務諸表につき、IFRS (International Financial Reporting Standards : 国際財務報告基準) が強制適用される²⁹が、「単体財務諸表数値を基礎とする税務申告にも国際会計基準を適用している法人は少

26 注25、金子(2012)、285-286頁。

27 品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無と DES 等における債務免除益等の存否」TKC 税研情報18巻 5 号2009年、55頁。

28 注23、岸田(2010)、149頁。

29 単体の財務諸表及び非上場企業についても、IFRS の適用が容認されている。

数」³⁰であることから、英国会計基準(UK GAAP)に則って税務申告が行われているとされる。DESの具体的な取扱いはFRS (Financial Reporting Standards : 財務報告基準) 26「金融商品：認識と測定」を適用する会社にあっては、UITF (Urgent Issues Task Force : 緊急問題特別専門委員会) アブストラクト(実務指針) 47による³¹。

UITF47は、DESに係る債務者の会計処理を次のように規定している。債務者の会計処理について規定している点について、わが国の会計処理が、前述のとおり債権者の処理についてのみ取扱いを明らかにしているとの対照的である。UITFによると、DESを行った場合には、金融負債の簿価はバランスシート上から消滅し(UITF47.5)、債権者に発行した株式の価額は、公正価格を測定することができれば、それを反映して測定し、計上する(UITF47.6)。ただし、公正価値が信頼性をもって測定できないときは、消滅した金融負債の公正価値を反映して測定される(UITF47.7)。消滅した金融負債の簿価と発行された株式の価額との差は利益または損失として認識される(UITF47.9)。

IFRSにおいては、DESはIAS (International Accounting Standards : 国際会計基準) 39「金融商品：認識及び測定」に基づき処理される。具体的には、IFRIC (International Financial Reporting Interpretations Committee : 国際財務報告解釈指針委員会解釈指針) 19「資本性金融商品による金融負債の消滅」に基づき行われる。DESは、資本性金融商品の発行により金融負債を消滅させる取引であり、資本性金融商品の価額は、公正価値を反映して測定されるものとし、公正価値が信頼性をもって測定できないときは、消滅した金融負債の公正価値を反映して測定される(IFRC19.6)。消滅した金融負債の帳簿価額と発行した資本性金融商品の公正価値(金融負債の消滅日時点の公正価値)との差額が生じた場合は、損益として認識される(IFRC19.9)。ただし、DESに係る債権者が債務者の直接、あるいは間接株主である場合、DESの前後におい

30 経済産業省 経済産業政策局「平成23年度 諸外国の法人課税改革に関する調査 調査報告書」2012年、120頁(<http://www.meti.go.jp/metilib/report/2012fy/E002180.pdf>から入手可)。

31 デット・エクイティ・スワップに係る会計処理はIFRSと同様の取扱いとなっている。

て債権者と債務者が同一人又は会社によって支配される場合には、この規定の適用はない（IFRC19.3）。

このように、DESを行った場合における英国会計基準とIFRSとの取扱いに差異は存在せず、いずれの場合も、債務者側において、消滅した金融負債の帳簿価額と発行した資本性金融商品の公正価値（金融負債の消滅日時点の公正価値）との差額が生じる場合がある。DESの実施される局面が、企業の経営危機時であることに鑑みると、資本性金融商品の公正価値は、金融負債の帳簿価額を下回っていることが大部分であると考えられ、その差額は企業会計上、債務者側に債務消滅益として認識されることとなる。

2 DES の税法上の取扱い

（1）ローン・リレーションシップ

イギリスの法人税法において、英國の居住法人は、企業会計上の当期利益をベースとして、シェジュール（Schedule）と呼ばれる所得分類を行い、シェジュールごとに法人税法上の調整（加算・減算）を行ったのち、これにキャピタルゲインを加えて、ここから所得に対するチャージ（Charges on income：寄付金控除）、グループリーフ等を差し引くことで課税所得を計算し、これに法定税率を乗じたものを法人税として納める。シェジュールは、A：不動産所得、D I：事業所得、D III：営業外金融所得、D V：国外所得等に分類される³²。

所得分類を行う際には、特にローン・リレーションシップから生じる所得について特別規定が設けられている。イギリスでは、従来、企業のローン・リレーションシップから生じる所得に関して、その分類及び税制上の取扱いの明確な規定が存在せず、特に、借入等の免除に係る債務者側の税制上の取扱いについて明らかにされていなかった³³。そこで、FA1996（Finance Act 1996：1996年財政法、以下FA1996と表記する）は、ローン・リレーションシップに関する

32 英国法人税の計算の仕組みについては、以下に詳しい。経済産業省 経済産業政策局、2012年、121-139頁。税理士法人トーマツ編（2008）『欧州主要国の税法（第2版）』中央経済社、114-133頁。

33 Nikhil Mehta (2011), "DEBT RELEASES: TAXING TIMES FOR A CORPORATE DEBTOR", GITC Review, VolumeXNumber1, at1. 事業活動から生じる負債（debt

る特別規定を設け、これに係る所得の税制上の取扱いを明らかにした。FA1996は、CTA2009に引き継がれている。以下では、CTA2009のローン・リレーションシップに関する規定を概観する。

法人税法上、ローン・リレーションシップとは、企業が金銭債務 (money debt) につき、債権者あるいは債務者の立場にあることをいい、金銭債務とは、金銭の貸付取引から生じる債務のことをいう (CTA2009/S295)。ローン・リレーションシップから生じる所得は課税所得を構成する (CTA2009/S295)。ただし、事業のために借り入れた負債等によりローン・リレーションシップの当事者となった場合には、そこから生じる収入 (credits) 及び費用 (debits) は、シェジュールD I の事業所得に分類される。これにつき、具体的には、「事業に直接関連する金利等、例えば運転資金のための借入金は、事業ローン・リレーションシップと呼ばれており、シェジュールD I、つまり事業所得の計算に組み込まれ…、子会社を買収するための借入金に係る金利や、建物を買うための借入金に係る金利は、事業に直接関連しないローン・リレーションシップになる」³⁴とされる。したがって、事業ローン・リレーションシップに該当しないローン・リレーションシップから生じる所得は、シェジュールD III の営業外金融所得に分類される。

ローン・リレーションシップから生じる所得に関する一般規定においては、ローン・リレーションシップから生じる所得とは、(a) ローン・リレーションシップ及びそれに関連する取引から生じるすべての収益 (profit) 及び費用 (loss) (利子あるいは経費以外の)、(b) ローン・リレーションシップから生じる全ての利子、(c) ローン・リレーションシップに係る全ての経費 (CTA2009/S307 (3)) をいい、ローン・リレーションシップに関連する取引から生じる収益及び費用を含むとされる。ローン・リレーションシップに関連する取引には、負

incurred for the purposes of the trade) につき免除 (release) した場合については、その免除を受けた額は、免除を受けた事業年度における債務者の事業所得として課税される旨の規定が存在するのみであった (ICTA1988/S94: Income and Corporation Taxes Act 1988 section94)。ICTA1988/S94は、CTA2009/S94に引き継がれた。

³⁴ 佐藤穰治・金保仁・山田祐介「英国における法人税制と企業会計の乖離と法人税体系」租税研究第672号、2005年、137頁。

企業再生における債務消滅益と課税

債の交換あるいは免除により負債が消滅する場合等が含まれ、DESは、負債の交換により負債が消滅する取引とされる。したがって、DESから生じる所得については、ローン・リレーションシップから生じる所得の中に含まれ、課税所得を形成する（CTA2009/S304(2)）。

DESから生じる所得の金額の計算については、(a)当該期間の損益計算書あるいは包括利益計算書、(b)当該期間の総認識利得損失計算書（statement of total recognised gains and losses）、認識収益費用計算書（statement of recognised income and expense）、持分変動計算書（statement of changes in equity）あるいは連結損益及び剰余金結合計算書（statement of income and retained earnings）、あるいは(c)当該期間の会社の損益を計算する際に考慮された他の計算書を参照するものとしている（CTA2009/S308(1)）。ただし、資本等取引は法人税法上、課税の対象とはならず（CTA2009/S321）、資本等取引に該当するか否かは、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従い、事業年度において、会社の債務関係が、(a)株式や株主資本において認識され、(b) CTA2009/S308(1)に列挙された計算書のいずれにおいても認識されない場合であると規定している。

つまり、法人税法上、DESは、負債を株式に交換する取引であることから、ローン・リレーションシップに関連する取引に含まれ、一般に公正妥当と認められる会計慣行である英国会計基準あるいはIFRSにより認識されたDESに係る債務消滅益は、原則として、債務者の課税所得を構成することとなる³⁵。

（2）債務消滅益課税の例外規定（CTA2009/S322(4)）の導入

ただし、この債務消滅益につき、CTA2009/S322³⁶は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行とは異なるルールを定めている。つまり、企業会計上、

35 他方、債権者は債権譲渡損を費用として計上することができる。また、法的倒産処理手続により生じた債務消滅益は、ローン・リレーションシップから生じる所得に関する規定の創設当初から収入（credit）を生じさせないとされていた（FA1996/Schedule9/5. (3)）。

36 CTA2009/S322債務免除：収入（credit）を考慮する必要がない場合

(1)以下の場合、この章の適用を受ける

債務消滅益が生じたとしても、法人税法上、一定の条件下では、債務消滅益を収入（credit）としないとの例外規定をおいている。DESとの関係では、債務者が普通株の発行と引き換えに債権者から債務の免除を受ける（DESを行った）場合、債務の帳簿価額と発行した普通株の公正価値との差額につき、法人税法上、債務者会社の課税所得を構成しないとするものである（CTA2009/S322(4)）。DESに係る債務消滅益に関する例外規定は、FA1996にはなかったが、CTA2009に初めて導入された。

その理由に関して、HMRCのガイダンスであるCFM33202は、次のように述べている³⁷。つまり、債権者らは、DESにより取得した株式の価値が上昇

- (a) 債務者会社が負債を支払う義務を免除され、
- (b) 当該免除が、債務者関係において償却原価が使用される事業年度になされること。
- (2) 条件A、BまたはCに該当する場合、免除に係る収入（credit）を考慮する必要はない
- (3) 条件A 法的倒産手続きの一環における免除であること
- (4) 条件B (a) 債務者会社の普通株式の対価として行われる免除であること、あるいは、
(b) 株式に対する権利（ワント・新株予約権等）を対価として行われる免除であること
- (5) 条件C (a) 債務者会社が支払不能の状態のいずれか1つに該当すること（6項を参照）
(b) 債務者関係が関係会社関係（348参照）ないこと
- (6) 本条において、会社が支払不能の状態にあるというのは、
 - (a) 清算手続中
 - (b) 会社管理手続中
 - (c) 管理レシバーシップ手続中
 - (d) 1986年倒産法（the Companies Act 1989, c.45) 135条、あるいは1989年北アイルランド支払不能令（the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989 (S.I.1989/2405 (N.I.19) 115条のもとで、暫定清算人の選定が会社との関係において有効であること
 - (e) 英国外の国あるいは領土における上記の(a)、(b)、(c)または(d)に該当する法手続の下にあること
- (7) 323条は6項の解釈に適用される
- (8) 債務免除の際、収入（credit）の生じさせない、さらなる事例については、以下の条文を参照すること
 - (a) 358条（関連会社負債の免除におけるクレジットの除外：一般）
 - (b) 359条（債権者が支払不能状態にある場合の関連会社負債の免除におけるクレジットの除外）。

することを期待しており、企業再生が成功すれば、価値の上昇により債務に係る損失の一部または全部を回収する（あるいは利益を得る）ことができる。この場合に、もし、債務免除が債務者会社に追加的な税金コストを生じさせるならば、株式の価値を低下させ、さらなる財務上の損失を負わせることとなる。そこで、課税の中立性を保つつつ、DESを行なうことができるようCTA2009/S322(4)が設けられたとする³⁸。また、「任意の例外規定がない場合、財政難に陥っている債務者にとって追加的な問題を生じさせるため厳しい結果となる。債務者の中には、課税所得を吸収するのに十分な損失があるかもしれない。債務者に係る税負担は、財政難に陥っている債務者会社に対して、債務免除を行うか否かという貸手銀行の意思決定に影響を与える。債務者会社が税負担を負わなければならぬのであれば、債務者会社を救済しようとする会社（corporate knights）も厳しいと考えるかもしれない。税務当局は、債務者会社の財政難が経営を続けることができないようなところにまで課税を行っても意味がない。したがって、課税に対するいくつかの例外を設けている」³⁹とされる。

ただし、2010年7月、CFM33202ガイダンスは、この例外規定を利用して、単に課税所得を生じさせないという租税目的のためにDESが行われるのを防ぐべく、次のように改正された。改正CFM33202では、CTA2009/S322(4)による例外規定の適用条件が形式的に見られるべきではないとしている。この例外規定は、DESが独立当事者間取引（arm's length transaction）において行われることを想定して設けられているのであって、例えば、次のような場合には、例外規定は適用されないであろうとする⁴⁰。

（例）A社は、第三者である銀行から8,000万ポンドを借り入れたが、負債を返済できる見込みがない。そこで、銀行はAの所属するグルー

37 CFM (Corporate Finance Manual) 33202。CFMはHMRCのガイダンスであり、法的拘束力を持つものではないが、法令の解釈を行う上で重要なものとなっている。

38 Cathryn Vanderspar, Charles Goddard, 'Tax in a new financial world', TAX JOURNAL, 2011. (<http://www.taxjournal.com/tj/articles/tax-new-financial-world-27802>)

39 Nikhil Mehta (2011), at2.

40 CFM33203.

の会社に係る借り換えの一環として、銀行は融資を免除することに同意した。A社は、銀行に対して普通株式を発行した。これらの株式は、残余財産請求権を有しているものの、議決権及び配当請求権に制限を持つ。当該普通株式の市場価値は500ポンドである。

A社の既存株主は、新株の発行により保有株式の価値が希釈すること、銀行が株主として当該株式を保有することを望まない。したがって、あらかじめ、契約上、新株式が銀行に発行された直後に、銀行は500ポンドで既存の株主に新株式を売却するとの取決めをする。

HMRCは、この事例のように、DESを行う場合において、債権者である銀行が債務者会社の株主になることに興味を持っておらず、新株の発行が単に債務者会社の節税を図るために行われ、当該株式をただちに売却して債務を免除するような場合には、例外規定は適用されないとした。つまり、租税法上、当該取引をDESと認めず、単に、8000万ポンドの債権につき債務免除を行い、債務者会社の新株を500ポンドで購入し、これを500ポンドの現金で既存の株主に売却したとみなすのである。その際、債務者会社は、企業会計上、債務消滅益を8000万ポンド計上するが、これはDESから生じる所得とはみなされないので、これにつき例外規定を適用することはできない。したがって、債務消滅益8000万ポンドはCTA2009/S322(4)には該当せず、債務者会社において課税所得を構成する。この場合、債務消滅益については、繰越期限が無制限の欠損金⁴¹と相殺可能であるが、繰越可能な欠損金が存在しない場合は、課税されることとなる。

ただし、この事例において、銀行があらかじめ発行された株式を既存の株主に売却する契約を締結していない場合は、例外規定が適用されるとする。つまり、銀行が債務者会社の状況が改善され、将来的に株式の価値が増加すると考え、誠意をもって債務者会社の発行した株式を受け入れたが、半年後、銀行は

41 繰戻還付は1年である。山内進・上田真士「わが国の税法における欠損金の繰越制度に関する一考察-ハイブリッド税法及び国際比較の視点から-」福岡大学商学論叢、第55巻第4号、2011年、371-372頁。

企業再生における債務消滅益と課税

債務者会社の事業再生見通しについて楽観視しすぎていたことに気づき、当該株式を既存株主に売却した場合である。いずれの場合においても、債務者会社と銀行間で DES を行い、最終的に、銀行が DES により取得した債務者会社の株式を手放すということに変わりはない。しかし、株式の売却をあらかじめ取決めているという後者の場合は、DES を行う目的がもっぱら租税便益を得るためであるのに対し、取決めのなかった前者の場合は、純粋に銀行が債務者会社を救済するために DES が行われたものであるとして、後者に対してのみ、例外規定を適用し、債務者会社の課税所得を構成しないこととするのである。

ただし、イギリスは、税法の解釈・適用について「『厳格解釈の原則 (rule of strict interpretation)』が徹底している」とされる⁴²。したがって、「拡張解釈、類推解釈は原則として許され」⁴³ず、法律の文言が明確でない場合には、「納税者の利益になるように処理されねばならない」と考えられている。このようなイギリスにおいて、法的拘束力のないガイダンスにおいて、法が適用されるか否かの判断指針を提供することについては疑問が残る。

V おわりに

わが国では、経営危機に陥った企業の事業再生において金融支援は重要な役割を果たしており、金融支援のなかでも DES は、債務者会社にとって、過剰債務の解消だけでなく、財務体質の改善により新規の運転資金を借り入れることができるなどのメリットを有している。他方、債権者にとっても、DES に係る債務者会社発行の新株につき、債務者会社が事業再生を果たした場合、配当を受け取ることができ、株式価値の上昇により値上がり益を獲得できる機会もあることから、免除した債権について間接的に回収する機会を得ができるなどのメリットを有している。つまり、DES は、債務者会社、債権者と

42 小山廣和（2003）『税財政と憲法』有信堂高文社、335頁。

43 渡辺徹也（2002）『企業取引と租税回避-租税回避行為への司法上および立法上の対応-』中央経済社、5頁。

もにメリットのある金融支援の方法といえる。

しかしながら、従来、DES に係る債務者会社の発行した株式の価額について、会社法上は、券面額説を探り、企業会計上は、券面額説と評価額説と選択可能であったものの、租税法上の取扱いは明らかにされてこなかった。そこで、平成18年度税制改正により、租税法上の取扱いを明らかにし、評価額説を探ることとされた。その結果、DESを行った際、債務者会社において債務消滅益が生じる可能性が出たうえ、この債務消滅益については、法人税法上、課税所得を構成することとされた。その後の改正において、DESから生じた債務消滅益は、法人税法上、繰越された欠損金、また期限切れ欠損金と相殺することができるようになったが、相殺できるのは過去に生じた欠損金の範囲内にとどまり、これを超える免除益がある場合には、課税されることとなる。債務消滅益に対して課税を行うことは、法人税法上、包括的所得概念を採用するわが国においては、経済的利益として課税所得を構成すべきものの、担税力及び企業再生の促進という観点からは、その課税を回避することが今後必要になるのではないかと指摘した。

この点、イギリスにおいては、DESを行った場合、企業会計上、わが国と同様、債務者会社において債務消滅益が生じる。また、原則として、債務消滅益は法人税法上課税所得を構成する。ただし、法人税法上、DESから生じる債務消滅益に対しては課税所得を構成しない旨の例外規定を設けている。これは、企業再生過程にある債務者会社に対して、債務消滅益課税を行うことは、債務者会社が発行した株式の価値を低下させ、債権者にさらなる財務上の損失を負わせることとなることから、課税の中立性を保ちつつ、租税法がDESによる企業再生を阻害することのないよう設けられたものである。ただし、この例外規定がDESを用いた単なる節税目的や租税回避目的に使用されないよう、HMRC のガイダンスにおいて、債権者があらかじめ債務者会社から発行された株式をDES直後に既存株主に売却するという取決めを行っている場合には、同例外規定を適用しないとのアナウンスメントを行っている。つまり、イギリスでは、企業再生においてDESが重要な役割を果たしていることを税法上も認めており、企業再生を阻害する可能性のある課税をできる限り排除していくこ

企業再生における債務消滅益と課税

うという意図が読み取れる。

最後に、日本への示唆として、イギリスのように、原則としては課税所得を構成するという規定はそのままに、DESによる企業再生を促進するため、DESによる債務消滅益は課税所得を構成しない旨の例外規定をおくべきである。これにより、法人税法上、包括的所得概念の根本を変えることなく、企業の担税力及び企業再生を迅速に行うということを達成することができるのではないかと考える。ただし、イギリスでは、債務消滅益が課税所得を構成しないことを専らの理由とした節税目的や租税回避目的のDES取引をどのように防ぐ（課税を行う）かが問題となっており、日本においても、租税回避の問題は残ることになろうが、本稿での考察範囲を超えており、今後の課題したい。

